

## 平成26年3月新規学卒者等の採用枠の早期確保及び 「東日本大震災」による被災求職者の積極的雇用に関する要請書

末筆ながら、皆様方の今後の御発展を心からお祈り申し上げます。

敬具

平成25年6月13日

### 主要業種別団体の長 殿

宮城県知事

村井嘉浩

仙 台 市 長

龜山惠美子

宮城労働局長

落合淳一

# 宮城県教育委員会長

高橋 仁

仙台市教育委員會  
教 育 長

上田昌孝

## 被災者雇用開発助成金 の対象者の要件が変わります

### 被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

支給額	大企業	50万円（短時間労働者を雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者を雇い入れた場合は60万円）

◆平成24年10月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のようになります。

対象労働者	平成24年9月30日までの要件	平成24年10月1日以降の要件
	以下①～③の全てに該当する人 ①東日本大震災発生時に、被災地（※2）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（※） ※2 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）	 変更なし
被災地求職者	東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない人（※） （震災により被災地域外に住所または居所を変更している人を含みます）	 左記の要件を満たし、震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等（※3）で求職活動（※4）を行った人のみが助成対象になります。 ※3 上記※1と同じ ※4 窓口で職業相談や職業紹介を受けること （注）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた人については、9月30日までに求職活動を行っていなくても助成対象になります。

（※）「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



LL240726開発01

若者の人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援します！

## 若者チャレンジ奨励金

### （若年者人材育成・定着支援奨励金）のご案内

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金を支給します。

訓練奨励金	訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円
正社員雇用奨励金	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

◆ 正社員としての雇用経験などが少なく職業能力形成機会に恵まれない若者を、新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する場合と、既に有期契約労働者等として雇用している若者に訓練を実施する場合に活用できます。

◆ 1年度に計画することができる訓練の上限は、60人月※となります。

※ 人月とは、(受講者数×訓練月数)の合計をいいます。例:3人に3ヶ月間の訓練を実施する場合=9人月

#### 若者チャレンジ訓練の対象者は…

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カード(下記参照)の交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間のある労働契約を締結する者など

※ 新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

#### 「ジョブ・カード」とは

ジョブ・カードは、①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート、の4つのシートからなるファイルです。

①から③のシートは、正社員採用やキャリア・アップを目指す若者が登録キャリア・コンサルタント※によるキャリア・コンサルティングを受けながら作成します。これらのシートを作成することにより、自己の職業能力などに対する理解を深め、訓練に対する意識を高めることができます。

④のシートは、訓練受講者の訓練成果を評価するためのシートです。訓練を実施した企業などが訓練受講者に交付します。

※登録キャリア・コンサルタントとは、ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省または登録団体に登録された人です。ハローワークやジョブ・カードセンターなどに所属しています。

<参考> 厚生労働省ホームページ(ジョブ・カードの概要)  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job\\_card01/](http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/)

#### ご注意

この奨励金は平成25年度末までの時限措置です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付を中止いたしますので、あらかじめご了承願います。



ご利用をお考えの際は、事前に厚生労働省のホームページにて要件等をご確認願います。ご不明な点等がございましたら、最寄りのハローワークまたは宮城労働局職業対策課助成金コーナー(022-299-8063)までお問い合わせください。

## 「若者応援企業宣言」までの流れ

### ① 求人掲出

ハローワークに  
学卒求人・一般求人を提出  
※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。

### ② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

ほか  
※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

### ③ 「若者応援企業宣言」

#### 「若者応援企業」求人として公開

- 宮城労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その事業年度末まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

### 事業所PRシート（記載例）

このような情報が宮城労働局のホームページに掲載されます。  
(事業所PRシートは、各労働局毎に異なりますのでご留意ください。)



事業所PRシート【若者応援企業用】										記入例
事業所名		カブンガチャ センターセンター		事業所番号		0401-1234567				
所在地		仙台市宮城野区鉄砲町1番地 宇仙ビル8F		面接能力有無		<input checked="" type="checkbox"/> あり (面接時間があります)				
上記以外の本社・支社・営業所等		支店：盛岡市・山形市にあり								
ホームページ		http://www.kabun-gatcha.jp								
1. 会社の特徴・事業内容					2. 求める人物					
専用機器、コンピュータ内蔵機器の卸売り販売会社です。営業エリアは東北六県で、営業も原則にかけており、今後、北関東へ進出予定です。					フットワークが軽く、チームワークを重んじる方。営業での連絡をすることが多いため、安全運転を心掛けている方の雇用を検討しています。					
3. 社内休暇・キャリアアップ制度					4. 職種別年収					
採用後3ヶ月間は、先輩社員がマンツーマンで指導いたします。P.C.関連の内格化への費用の一部会社が負担します。勤務実績に応じて、社内昇格制度有。					誕生日休暇(誕生日に2日)、採用5周年に特別休暇10日、年1度社内旅行(前年度:ハワイ)もあります。					
5. 先輩社員からのメッセージ										
<p>当社は若い社員が多く、明るい空気の会社です。実務経験がなくとも元気な社員が責任を持って指導いたします。自分の目で確かめるのが一番!興味をもっていただいた方は是非一度、当社においでください。社員一同お待ちしております。</p>										
6. 新卒登録実績・就職状況(新規登録・入学登録の区分)										
年齢		23歳未満(124,377)			24歳(423,351)			25歳(422,393)		
学年	高2	大1	その他	高3	大2	その他	高2	大3	その他	
新規登録	1	2	0	1	1	0	0	0	2	
既存登録	1	2	0	1	2	0	0	0	2	
7. 35歳未満の正規雇用労働者の就労実績・定期交代										8. 有給休暇の取得状況
										10 日/年 (新規登録社員に対する割合)
年齢	20歳未満	21歳未満	22歳未満	23歳未満	24歳未満	25歳未満	26歳未満	27歳未満	28歳未満	
新規登録	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
既存登録	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9. 勝利休暇の取得状況										
										15 日/年
10. 職場体験の回数状況										
11. インターンシップの受け入れ										12. 球蹴字・職場体験の受け入れ
新規登録	2	人	新規登録	5	人					
既存登録	7月～8月上旬		既存登録	11月～12月・1月～2月・4月～5月・6月						
実施内容	1.会社の紹介、当社の取り扱い商品、取扱いの仕事内容等、マニュアルによる説明を行ないます。2.会社の紹介、当社の取り扱い商品、取扱いの仕事内容等、マニュアルによる説明を行ないます。3.会社の紹介、当社の取り扱い商品、取扱いの仕事内容等、マニュアルによる説明を行ないます。									
13. 出張実績										
14. その他										
15. お問い合わせ										
厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク										

※ 「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受け入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

詳しくは、宮城労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク

# 「若者応援企業宣言」をしませんか？

## 「若者応援企業宣言」事業とは…

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者（35歳未満）を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援  
企業宣言

ハローワークが  
積極的に、  
貴社をPR !!

## 「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

<b>若者の職場定着が期待できます</b>	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
<b>御社の魅力をアピールできます</b>	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、貴社の魅力を広くアピールできます。
<b>就職面接会などへの参加機会が増えます</b>	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
<b>「若者応援企業」を名乗ることができます</b>	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。（※1）

（※1）ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

## どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準（宣言基準）をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人（※2）をハローワークに提出すること	
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること	
3	右の就職関連情報を開示していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内教育、キャリアアップ制度等</li> <li>・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況</li> <li>・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績と定着状況</li> <li>・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績</li> <li>・ 前年度の所定外労働時間（月平均）の実績</li> </ul>
4	労働関係法令違反を行っていないこと	
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと	
7	助成金の不支給措置を受けていないこと	

（※2）正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。  
派遣求人（特定労働者派遣求人は除く）や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

